

2022年11月29日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号  
イー・ガーディアン株式会社  
代表取締役社長 高 谷 康 久

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月20日（火曜日）当社営業終了時（午後6時）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。なお、行使に際しましては、後記の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号  
芝パークホテル ローズの間  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第25期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第25期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.e-guardian.co.jp/>) に掲載させていただきます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.e-guardian.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしていません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査等委員会監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

本総会につきましては、運営スタッフのマスク着用など、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただきます。

ご出席される株主の皆様におかれましても、マスクのご持参、ご着用など感染症の予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今後の状況によりましては、対応等を変更する場合がございます。株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定としております。

## (提供書面)

# 事業報告

( 2021年10月 1 日から  
2022年 9 月30日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの影響が和らぎ、景気に回復の兆しも見えましたが、感染再拡大の懸念やロシア・ウクライナ情勢の緊迫等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く国内のインターネット関連市場では、動画視聴及びEC（インターネット通販）サービス等が拡大し、引き続き市場成長が継続しております。加えて、今後もインターネットにおける技術革新はますます進み、様々なサービスが展開されていくものと予想されます。

その一方で、リモートワークの拡大に伴うセキュリティへの不安の高まりや、IoT（※1）によりあらゆるものがサイバー攻撃のリスクにさらされる等、インターネットセキュリティの課題は年々深刻化しており、全てのインターネットユーザーが安心して利用できるよう、安全性を求める声は一層高まりを見せております。このように、投稿監視、カスタマーサポートに加え、サイバーセキュリティへの関心はますます増加しております。

#### 用語説明

（※1）Internet of Things（モノのインターネット）の略称。建物、車、及び電子機器等の様々なモノをネットワークによりサーバーやクラウドサービスへ接続し、相互に情報交換する仕組み。

このような環境のもと、当社グループは経営理念「We Guard All」を掲げる総合ネットセキュリティ企業として、「AIと人のハイブリッド」を強みに、高品質かつ高効率のセキュリティワンストップサービスを提供してまいりました。

また、2021年10月にグループシナジーの強化を目的とし、EGセキュアソリューションズ株式会社を存続会社とするサイバーセキュリティ関連子会社3社の統合を行い、WAF（※2）及び脆弱性診断等のセキュリティサービスの拡販を推進しております。

当社グループの主なサービスである投稿監視業務はインターネット世界の安心を、サイバーセキュリティ業務はインターネット世界の安全を実現するために必要不可欠であり、SDGs（ESG）に代表される社会課題の解決、及び持続可能な社会の構築において当社グループの存在意義は一層高まっております。

#### 用語説明

（※2）Web Application Firewallの略称。ウェブアプリケーションの脆弱性を悪用する攻撃を検出・防御し、ウェブサイトを保護するためのセキュリティ製品。

この結果、当連結会計年度における売上高は11,752,291千円（前連結会計年度比18.3%増）、営業利益は2,272,650千円（前連結会計年度比15.4%増）、経常利益は2,314,213千円（前連結会計年度比13.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,689,472千円（前連結会計年度比55.5%増）となりました。

#### 事業種類別概況

事業の業務種類別の業績は以下のとおりであります。

期別 業務種類別	第24期 (2021年9月期)		第25期 (当連結会計年度) (2022年9月期)	
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)
ソーシャルサポート	5,283,203	53.2	6,707,775	57.1
ゲームサポート	2,154,471	21.7	2,082,959	17.7
アド・プロセス	1,134,236	11.4	1,420,186	12.1
サイバーセキュリティ	642,366	6.5	663,021	5.6
その他	718,841	7.2	878,348	7.5
合計	9,933,118	100.0	11,752,291	100.0

ソーシャルサポートは、ソーシャルWebサービス等の様々なインターネットサービスを対象に、投稿監視、カスタマーサポート及び風評調査等を提供しております。

新型コロナウイルスの影響によるリモートワークの増加や外出自粛によ

って、インターネットサービスは需要が増えたもの、減少したもの等大小様々な影響が出ております。

その中で、メタバースプロダクト研究開発及び導入支援を手掛けるMetaf Frontier株式会社と連携を開始し、メタバース（※3）・NFT（※4）事業の支援を強化いたしました。

#### 用語説明

（※3）ユーザーがそれぞれに作成したアバターを使用し自由に行動することができるインターネット上に構築された仮想空間。

（※4）Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略称。ブロックチェーン技術を活用し、偽造できないようにしたデジタルデータ。

ゲームサポートは、ソーシャルゲームを対象に、主にカスタマーサポート及びデバッグ業務等を提供しております。

海外案件獲得を目的に、プロモーションに特化したURAWAZA株式会社と提携し、国内ゲーム会社の海外進出及び海外ゲーム会社の日本進出をサポートする体制を整備いたしました。また、今後マーケットの拡大が期待されているNFTゲームに関連する運営サポート、セキュリティ、デバッグを包括的に行うNFTゲームサポートの提供を開始いたしました。

アド・プロセスは、インターネット広告審査業務及び運用代行業務を提供しております。

株式会社CARTAHOLDINGSとの合併会社である株式会社ビズテラー・パートナーズとの連携を強化し、新規顧客開拓に注力いたしました。

加えて、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会より2022年春期のインターネット広告の表示審査業務を受託、実施いたしました。

サイバーセキュリティは、主にWAF、脆弱性診断及びSOCサービスを提供しております。

100万サイトを超える導入実績がある国内利用サイト数1位のソフトウェア型WAFにおいて、ホスティング・クラウド事業者向け月額ライセンスの累計契約数が1,000件を突破いたしました。

また、多様なウェブサイトのセキュリティ対策をサポートするべく、新たにクラウド型WAFを提供開始いたしました。

その他は、主にハードウェアに対するデバッグ業務を提供しております。

E G テスティングサービス株式会社が、2021年12月に開設した八王子テストセンターを中心に、多面的機能テストの需要への対応を進めてまいりました。

当連結会計年度においては、各業務で新規案件の獲得、既存顧客との取引拡大に努めた結果、売上高はソーシャルサポート6,707,775千円（前連結会計年度比27.0%増）、ゲームサポート2,082,959千円（前連結会計年度比3.3%減）、アド・プロセス1,420,186千円（前連結会計年度比25.2%増）、サイバーセキュリティ663,021千円（前連結会計年度比3.2%増）、その他878,348千円（前連結会計年度比22.2%増）となりました。

(2) **設備投資等の状況**

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資（無形固定資産含む）の総額は、231,545千円となりました。

a. 当連結会計年度中に取得した主要設備

工具、器具及び備品	備品等購入	127,150千円
建物	事業所造作工事	99,035千円
ソフトウェア	購入及び自社開発	5,360千円

b. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。

c. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

建物	事業所造作工事	32,208千円
工具、器具及び備品	備品等	24,955千円

(3) **資金調達の状況**

該当事項はありません。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

当社連結子会社であるEGセキュアソリューションズ株式会社、株式会社グレスアベイル及び株式会社ジェイピー・セキュアは、2021年10月1日付で、当社連結子会社である株式会社グレスアベイル及び株式会社ジェイピー・セキュアを消滅会社とし、EGセキュアソリューションズ株式会社を存続会社とする吸収合併を実施いたしました。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループでは下記の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

### ① 人材について

当社グループは、インターネットへの習熟度が高く、人間性も備えた優秀な人材を採用して高い品質のサービス提供を行い、顧客満足度を高めることが重要であると考えております。

各業務を展開していく上で、多数のオペレーターを雇用しておりますが、より高い品質のサービスを提供するために、多くの採用基準を設け、厳選採用を実施し、入社後の研修も充実させております。

まず、入社時に個人ごとに判断基準がぶれないよう掲載基準についての研修を実施します。その後、掲載基準が変わった場合や、オペレーターの担当業務が変わった場合に、都度、研修を実施しております。

さらに、職場環境や正社員登用制度などの処遇制度の整備をし、退職率を抑え、平均勤続年数を1年以上にすることによりオペレーターの習熟度を向上させております。

### ② システム及びセキュリティの更なる強化

当社グループの業容拡大を支えていくためには、増加している投稿件数や管理レポートを安定的かつ効率的に処理するための技術開発及び運用体制を確立するとともに、社内システムの安定稼働や、セキュリティ強化を実施することが、従来以上に重要であると考えております。こうした観点から、一層のシステム投資を進めてまいります。

### ③ 事業領域の拡大

当社グループは、ソーシャルサポート、ゲームサポート及びアド・プロセスを収益の軸としつつも多様な収益源による安定的な成長を遂げていくためには、既存の事業領域を拡大するとともに新規事業を推進することが重要であると考えております。

今後はサイバーセキュリティ事業の更なる基盤強化や規模拡大、並びにM&A等を活用した事業規模の拡大や新サービスの提供に積極的に取り組むことで事業領域を広げ、総合ネットセキュリティ企業として更なる飛躍を目指してまいります。

### ④ コーポレート・ガバナンスの意識向上

当社グループは、企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることが重要であると考えております。

その実現のため、子会社に対する管理監督強化並びに内部統制システム及び管理部門の充実を図り、徹底したコンプライアンス重視の意識向上とコーポレート・ガバナンスの浸透を図ることで、内部管理体制をより一層整備してまいります。

⑤ ブランド力の強化及びサービスの認知度向上

当社グループは、今後も高い成長率を持続するために、ブランド力及びサービスの知名度を一層向上させることが重要であると考えております。

今後は、サイバーセキュリティ事業をはじめ、総合ネットセキュリティ企業としてのブランディング・認知度向上のための積極的な広報活動に加え、広告宣伝や営業体制を強化し、中長期的な収益拡大を目指してまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第22期 (2019年9月期)	第23期 (2020年9月期)	第24期 (2021年9月期)	第25期 (当連結会計年度 (2022年9月期))
売 上 高(千円)	6,535,674	7,785,183	9,933,118	11,752,291
営 業 利 益(千円)	1,167,703	1,285,526	1,968,868	2,272,650
経 常 利 益(千円)	1,201,544	1,326,458	2,040,408	2,314,213
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	824,629	889,377	1,086,746	1,689,472
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	81.01	87.82	107.44	168.38
総 資 産 (千円)	4,573,339	5,532,590	6,832,478	8,414,042
純 資 産 (千円)	3,463,018	4,217,820	4,910,260	6,482,760
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	336.73	416.47	489.38	646.13

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

- 1株当たり純資産額の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 第22期、第23期の各連結会計年度は、2021年11月11日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第22期 (2019年9月期)	第23期 (2020年9月期)	第24期 (2021年9月期)	第25期 (当事業年度) (2022年9月期)
売 上 高(千円)	4,900,128	6,009,367	7,658,868	9,228,066
営 業 利 益(千円)	779,430	1,126,683	1,469,363	1,598,067
経 常 利 益(千円)	955,940	1,348,616	1,829,399	1,936,446
当期純利益(千円)	756,916	1,029,735	953,769	1,392,030
1株当たり 当期純利益 (円)	74.36	101.68	94.30	138.74
総 資 産(千円)	3,853,380	5,072,527	5,903,297	7,260,230
純 資 産(千円)	3,062,888	3,999,866	4,558,584	5,810,140
1株当たり 純資産額 (円)	302.43	394.95	454.33	579.09

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
イー・ガーディアン東北株式会社	4,000千円	100.0%	インターネット セキュリティ事業
E G テスティングサービス株式会社	25,000千円	100.0%	デバッグ業務
E G セキュアソリューションズ 株 式 会 社	10,000千円	100.0%	サイバーセキュリティ 関連業務
E - G u a r d i a n P h i l i p p i n e s I n c .	30,000千PHP	100.0%	インターネット セキュリティ事業
E - G u a r d i a n V i e t n a m C o . , L t d .	10,428百万VND	100.0%	インターネット セキュリティ事業

- (注) 1. 2021年10月1日付で、E Gセキュアソリューションズ株式会社は当社の100%子会社である株式会社グレスアベイル及び株式会社ジェイピー・セキュアを吸収合併しております。
2. 2021年10月1日付で、E Gセキュアソリューションズ株式会社は資本金を10,000千円に増資しております。
3. 2022年7月21日付で、E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.は資本金を10,428百万VNDに増資しております。

(11) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社グループの主要事業は「インターネットセキュリティ事業」であり、以下の業務を行っております。

事 業	業 務 内 容
インターネット セキュリティ事業	ソーシャルサポート
	ゲームサポート
	アド・プロセス
	サイバーセキュリティ

## (12) 主要な事業所（2022年9月30日現在）

### ① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
東 京 セ ン タ ー	東京都新宿区
新 宿 サ テ ラ イ ト	東京都新宿区
立 川 セ ン タ ー	東京都立川市
大 阪 セ ン タ ー	大阪府大阪市北区
大 阪 G A M E L A B O	大阪府大阪市北区
広 島 セ ン タ ー	広島県広島市
宮 崎 セ ン タ ー	宮崎県宮崎市
熊 本 セ ン タ ー	熊本県熊本市

(注) 2022年7月に赤坂Ad Process Labは新宿サテライトに統合いたしました。

### ② 子会社

イー・ガーディアン東北株式会社	宮城県仙台市
E G テ ス テ ィ ン グ サ ー ビ ス 株 式 会 社	東京都豊島区
E G セ キ ュ ア ソ リ ュ ー シ ョ ンズ 株 式 会 社	東京都港区
E - G u a r d i a n P h i l i p p i n e s I n c .	フィリピン共和国マニラ首都圏
E - G u a r d i a n V i e t n a m C o . , L t d .	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

(注) 2021年10月1日付で、E Gセキュアソリューションズ株式会社は当社の100%子会社である株式会社グレスアパイル及び株式会社ジェイピー・セキュアを吸収合併しております。

**(13) 従業員の状況（2022年9月30日現在）**

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
388名 [1,906名]	158名減 [452名増]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員でありますオペレーターの最近1年間の平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
153名 [1,452名]	141名減 [345名増]	32.4歳	3.5年

- (注) 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員でありますオペレーターの最近1年間の平均雇用人員であります。

**(14) 主要な借入先（2022年9月30日現在）**

該当事項はありません。

**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,405,800株 (自己株式180,828株を含む)  
 (3) 株主数 7,370名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	2,202,400	21.54
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	961,080	9.40
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	804,425	7.87
高 谷 康 久	661,904	6.47
C E P L U X - O R B I S S I C A V	622,300	6.09
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 投 信 口 )	205,200	2.01
J . P . M O R G A N S E C U R I T I E S P L C F O R A N D O N B E H A L F O F I T S C L I E N T S J P M S P R E C L I E N T A S S E T S - S E T T A C C T	178,400	1.74
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン 140042	163,523	1.60
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	142,900	1.40
溝 辺 裕	112,350	1.10

- (注) 1. 当社は、自己株式を180,828株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。  
 3. 自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式 (191,780株) は含まれておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年9月30日現在）

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 谷 康 久	最高経営責任者 ライク株式会社社外取締役
専務取締役	溝 辺 裕	最高財務責任者 経理部担当 総務部担当
取 締 役	寺 田 剛	営業部担当 アカウントリレーション部担当 情報システム部担当 イー・ガーディアン東北株式会社代表取締役 EGセキュアソリューションズ株式会社 代表取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	楠 美 雅 堂	楠美雅堂公認会計士事務所代表 東亜道路工業株式会社社外取締役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	大 川 康 平	大川法律事務所代表 ネボン株式会社社外監査役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	峯 尾 商 衡	峯尾税務会計事務所代表 株式会社エヌ・シー・エヌ社外監査役 株式会社ベビーカレンダー社外監査役 株式会社おひさまホールディングス社外監査役 一般財団法人日本医療輸出協力機構監事 株式会社ビジネスバランス代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)楠美雅堂氏、大川康平氏及び峯尾商衡氏の3名は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)楠美雅堂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)大川康平氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)峯尾商衡氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)楠美雅堂氏、大川康平氏及び峯尾商衡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役(監査等委員を除く)及び使用人等からの情報収集、重要な会議への出席並びに内部監査担当との連携を密に図ることにより監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
7. 当事業年度中に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動については以下のとおりであります。

(2021年10月1日付)

氏名	新職名	旧職名
寺田 剛	営業部担当 アカウントリレーション部 担当 情報システム部担当 イー・ガーディアン東北株 式会社代表取締役 EGセキュアソリューションズ 株式会社代表取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.代表取締役	営業部担当 アカウントリレーション部 担当 情報システム部担当 株式会社グレスアベイル代 表取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.代表取締役

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）楠美雅堂氏、大川康平氏及び峯尾商衡氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は10,000千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や法令に違反することを認識して行った行為等による損害は填補の対象とされないなどの免責事項が付されております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ①取締役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会の役割は、取締役会の諮問に応じ、取締役等の報酬等に関する事項等を審議し、答申を行うこととしております。報酬委員会の構成は、委員3名以上で、かつ、その過半数は独立社外取締役で構成され、委員長は報酬委員会の決議により、独立社外取締役の中から選定することとしております。

また、当社は2021年2月26日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

##### a.取締役の個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針

当社は、中長期視点で経営に取り組むことが重要と考え、基本報酬の水準と安定性、単年度業績の向上及び株主利益の追求にも配慮し、基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等が適切な構成割合となるよう決定することとします。取締役の個人別報酬の構成比は、各役位の平均で、業績連動報酬が最大6割程度、株式報酬が最大3割程度となるよう設計し決定することとします。

##### b.基本報酬（金銭報酬）に関する方針

各役員等の役位・在任期間等を総合的に勘案し月例の固定報酬とし、株主総会で定められた範囲内で決定することとします。

##### c.業績連動報酬（金銭報酬）に関する方針

連結営業利益を指標とした算式により算出し、株主総会で定められた範囲内で決定することとします。

##### d.非金銭報酬等（株式報酬）に関する方針

株式報酬として、株式交付信託制度を導入します。本制度は、当社が設定

する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規定に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に対して交付するものです。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

#### e.取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該方針の内容に従って決定をしなければならないこととします。

また、株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議します。

#### ②個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長最高経営責任者高谷康久に対し、当事業年度における各取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知している代表取締役が責任をもって報酬等を決定すべきと判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、報酬委員会の答申に従って決定を行っております。

#### ③取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			人員 (名)
		基本報酬	業績連動 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (監査等委員を除く) <うち社外取締役>	162,465 (-)	40,856 (-)	92,190 (-)	29,419 (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） <うち社外取締役>	14,550 (14,550)	14,550 (14,550)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 <うち社外役員>	177,015 (14,550)	55,406 (14,550)	92,190 (-)	29,419 (-)	6 (3)

(注) 1. 上記の非金銭報酬等の金額は、株式交付信託に係る当事業年度の費用計上額を記載しております。

2. 業績連動報酬に係る業績指標は連結営業利益であり、当該指標を選択した理由は業績結果の責任と貢献を明確にするためであります。なお、業績連動報酬の額の算定方法は、「4. (4)①取締役の報酬等の決定方針等」に記載のとおりであります。また、当

該指標に関する実績は、「1. (9)①企業集団の財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

3. 非金銭報酬等の内容は株式交付信託であり、その詳細は「4. (4)①取締役の報酬等の決定方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2015年12月18日開催の定時株主総会において、年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。  
また、金銭報酬とは別枠で、2021年12月22日開催の定時株主総会において、3事業年度で210,000千円を上限として金銭拠出する株式交付信託制度（監査等委員及び社外取締役は付与対象外）を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は3名であります。
5. 監査等委員である取締役の報酬の額は、2015年12月18日開催の定時株主総会において、年額36,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・取締役（監査等委員）楠美雅堂氏は楠美雅堂公認会計士事務所代表及び東亜道路工業株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大川康平氏は大川法律事務所代表及びネポン株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）峯尾商衡氏は峯尾税務会計事務所代表、株式会社ビジネスバランス代表取締役、株式会社エヌ・シー・エヌ社外監査役、株式会社ベビーカレンダー社外監査役、一般財団法人日本医療輸出協力機構監事及び株式会社おひさまホールディングス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役（監査等委員） 楠美雅堂	16	100.0	14	100.0
取締役（監査等委員） 大川康平	16	100.0	14	100.0
取締役（監査等委員） 峯尾商衡	16	100.0	14	100.0

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が3回ありました。

b. 取締役会及び監査等委員会における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役（監査等委員）楠美雅堂氏は、公認会計士としての経験を活かし、取締役会及び監査等委員会において、専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

社外取締役として経営全般の監視と助言の役割を期待していたところ、取締役会、報酬委員会及び指名委員会等で客観的及び専門的な立場から議論の活性化に貢献し、適切な意見を述べるなど、職責を果たしております。

- ・取締役（監査等委員）大川康平氏は、弁護士としての経験を活かし、取締役会及び監査等委員会において、専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

社外取締役として経営全般の監視と助言の役割を期待していたところ、取締役会及び指名委員会等で客観的及び専門的な立場から議論の活性化に貢献し、適切な意見を述べるなど、職責を果たしております。

- ・取締役（監査等委員）峯尾商衡氏は、公認会計士及び税理士としての経験を活かし、取締役会及び監査等委員会において、専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

社外取締役として経営全般の監視と助言の役割を期待していたところ、取締役会及び報酬委員会等で客観的及び専門的な立場から議論の活性化に貢献し、適切な意見を述べるなど、職責を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・講評、監査時間、配員、職務遂行状況、監査報酬見積の妥当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ② 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 21,500千円

#### ③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の会計監査人に対する監査報酬の決定方針について、特に定めはありませんが、監査日数及び業務の内容等を総合的に勘案し決定しております。
3. 当事業年度は、上記のほか、前事業年度等の当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬等6,000千円を支払っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び当該体制の運用状況の概要

経営理念及び行動規範に適った企業活動を通じ、企業価値の継続的な向上を図るとともに、顧客・取引先・株主・社員・社会という総てのステークホルダーから信頼され、安定的かつ持続的な企業基盤を構築するため、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備しており、概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### ①コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化策として、取締役会規則に基づき開催する取締役会では、経営の透明性・客観性を高めるとともに、迅速な意思決定を行う体制を確保します。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は社内の主要な会議に出席をして意見を述べることで、独立した視点からの取締役の業務執行の適法性、妥当性を十分監査できる体制を確保します。

##### ②コンプライアンス

当社は、企業価値向上のためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。また、当社の「行動基準」にも掲げており、全役職員に周知徹底します。

##### ③内部監査

内部監査担当を置き、監査基本計画書に沿った内部監査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況の改善に資するなどの監査活動を実施します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程により、取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を確保しておりますが、更に、取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるなどの、規程の改正・強化に努めます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理規程

リスク管理を統括する委員会を置き、各部ディレクターを含む数名より構成されるリスク管理を統括する委員会を設置します。また、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の構築及び運用を行います。

②予防対策

各部署のディレクターは、自部署の目標達成に影響を与えると思われる重点実施項目（内外の発生し得るリスクを、発生頻度、被害の規模により抽出）を洗い出し、予防対策を推進します。

③有事の体制

リスクが発生した場合、リスク管理委員長を対応責任者とし、迅速かつ的確な報告・対策が行われる体制を整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営方針及び経営戦略

取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定、効率的な職務の執行を行います。

②権限及び職責、手続き

業務分掌規程、職務権限規程、職務権限一覧表その他の社内規程により、基本的な手続きや権限を明確化し、職務執行が効率的に行えるようにします。

③組織構造及び慣行

組織的・人的構成については、機動的に見直し、効率化に努めます。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社主管部署と協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告します。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議します。

- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認します。また、グループ全体での進捗会議を定期的で開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行います。

- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査担当は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、聴取を行うとともに、社内通報制度を整備します。

- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、その使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の同意により、監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くこととし、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項は、監査等委員会と事前の協議を行うものとします。

②監査等委員の業務に関しては、補助使用人は取締役及び補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないこととします。また、補助使用人は、内部監査担当又は総務部スタッフが兼任するものとします。

- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

①監査等委員は、取締役会に出席し、取締役より重要事項の説明を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受けているほか、社内での主要な会議等に出席します。

②取締役及び使用人は、監査等委員に対し、稟議書、議事録、契約書等の関係書類を持参した上で、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について報告を行います。

③取締役及び使用人は、監査等委員に対し、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知

った場合、遅滞なく報告を行うことにします。

- ④子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行います。
- ⑤内部監査担当は、監査等委員に対し、内部監査状況について報告を行います。
- ⑥監査等委員へ報告した当社又は子会社の取締役、監査等委員及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護します。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務を執行する上で、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払います。

(9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会は、内部監査担当、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互に連携を図ります。
- ②監査等委員は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を行います。

(10) 反社会的勢力を排除するための体制

- ①暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。
- ②管轄部署を総務部とし、実務上の業務マニュアルである「反社会的勢力に関するマニュアル」に基づき、的確に対応します。

(11) 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しているほか、基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

①コンプライアンスに対する取組み

グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図るため、定期的な教育を実施することとしており、情報セキュリティ、内部通報制度、ハラスメント等についての教育を実施しました。

## ②リスクマネジメントに対する取組み

リスクマネジメントにつきましては、リスク管理委員会を定期的に関催し、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選別と対策の検討を実施し、定期的にはリスク管理状況を取締役会に報告しております。

## ③監査等委員への情報提供の充実

監査等委員と代表取締役は、情報交換と相互に認識を深める観点より、定期的に会合を開催しております。監査等委員が代表取締役の経営方針等への取組み状況を確認できる体制を構築しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。利益配分は、長期的な企業価値拡大のため事業投資に優先配分するとともに、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、持続的増配にも努めていく方針であります。当期の期末配当金につきましては、設備投資計画及び財務体質等を勘案した結果、1株当たり24円の普通配当を予定しております。

また、次期の配当につきましては、普通配当として1株当たり26円を予定しております。

## 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,510,045</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,604,927</b>
現金及び預金	4,951,106	買掛金	6,326
売掛金	1,414,590	未払金	778,577
仕掛品	4,704	未払費用	15,410
その他	139,698	未払法人税等	389,996
貸倒引当金	△55	未払消費税等	176,675
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,903,997</b>	賞与引当金	104,333
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>602,737</b>	その他	133,607
建物	288,211	<b>固 定 負 債</b>	<b>326,354</b>
車両運搬具	297	役員株式給付引当金	141,340
工具、器具及び備品	161,716	長期預り保証金	74,062
リース資産	512	その他	110,951
土地	152,000	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,931,282</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>674,576</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
のれん	481,269	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,455,980</b>
ソフトウェア	25,227	資本金	364,280
その他	168,079	資本剰余金	382,380
<b>投資その他の資産</b>	<b>626,682</b>	利益剰余金	6,348,617
敷金及び保証金	421,644	自己株式	△639,298
繰延税金資産	180,063	その他の包括利益累計額	26,779
その他	194,267	為替換算調整勘定	26,779
貸倒引当金	△169,292	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,482,760</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,414,042</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,414,042</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		11,752,291
売 上 原 価		7,931,782
売 上 総 利 益		3,820,509
販売費及び一般管理費		1,547,858
営 業 利 益		2,272,650
営 業 外 収 益		
補助金収入	44,351	
受取保険金	9,112	
その他	5,563	59,026
営 業 外 費 用		
支払利息	4	
為替差損	17,389	
その他	69	17,463
経 常 利 益		2,314,213
特 別 利 益		
固定資産売却益	178	178
特 別 損 失		
固定資産除却損	991	
固定資産売却損	629	
不正関連損失	11,200	12,821
税金等調整前当期純利益		2,301,571
法人税、住民税及び事業税	709,203	
法人税等調整額	△97,104	612,099
当 期 純 利 益		1,689,472
親会社株主に帰属する当期純利益		1,689,472

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2021年10月 1 日から ）  
（ 2022年 9 月30日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	364,280	370,542	4,801,826	△629,667	4,906,982
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△142,680		△142,680
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,689,472		1,689,472
自 己 株 式 の 取 得				△88,768	△88,768
自 己 株 式 の 処 分		11,838		79,137	90,975
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	11,838	1,546,791	△9,631	1,548,998
当 期 末 残 高	364,280	382,380	6,348,617	△639,298	6,455,980

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	3,278	3,278	4,910,260
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△142,680
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,689,472
自 己 株 式 の 取 得			△88,768
自 己 株 式 の 処 分			90,975
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23,501	23,501	23,501
当 期 変 動 額 合 計	23,501	23,501	1,572,499
当 期 末 残 高	26,779	26,779	6,482,760

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,069,410</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,241,760</b>
現金及び預金	3,522,891	買掛金	84,976
売掛金	1,119,605	未払金	575,741
仕掛品	3,462	未払費用	14,556
前払費用	52,584	未払法人税等	314,571
短期貸付金	310,000	未払消費税等	120,110
その他	60,921	前受金	10,660
貸倒引当金	△55	預り金	20,851
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,190,820</b>	賞与引当金	100,291
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>262,950</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>208,329</b>
建物	156,081	役員株式給付引当金	141,340
工具、器具及び備品	106,868	長期預り保証金	66,989
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>25,538</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,450,089</b>
ソフトウェア	25,227	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
その他	311	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,810,140</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,902,330</b>	<b>資 本 金</b>	<b>364,280</b>
投資有価証券	2,000	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>382,380</b>
関係会社株式及び出資金	1,474,559	資本準備金	321,530
敷金及び保証金	346,022	その他資本剰余金	60,849
繰延税金資産	79,610	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,702,778</b>
その他	77,638	その他利益剰余金	5,702,778
貸倒引当金	△77,500	繰越利益剰余金	5,702,778
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,260,230</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△639,298</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,810,140</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>7,260,230</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年10月 1 日から  
2022年 9 月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,228,066
売 上 原 価		6,754,530
売 上 総 利 益		2,473,535
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		875,468
営 業 利 益		1,598,067
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,599	
受 取 配 当 金	260,952	
受 取 手 数 料	449	
受 取 保 険 金	9,112	
業 務 委 託 報 酬	20,982	
補 助 金 収 入	42,076	
そ の 他	342	338,514
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	66	
そ の 他	68	135
経 常 利 益		1,936,446
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	617	
固 定 資 産 除 却 損	959	
不 正 関 連 損 失	11,200	12,776
税 引 前 当 期 純 利 益		1,923,670
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	540,139	
法 人 税 等 調 整 額	△8,499	531,640
当 期 純 利 益		1,392,030

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 2021年10月 1 日から ）  
（ 2022年 9 月30日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		資本剰余 金 合 計	利益剰余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	その他資 本剰余金	その他利 益剰余金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	364,280	321,530	49,011	370,542	4,453,428	4,453,428	△629,667	4,558,584	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△142,680	△142,680		△142,680	
当 期 純 利 益					1,392,030	1,392,030		1,392,030	
自 己 株 式 の 取 得							△88,768	△88,768	
自 己 株 式 の 処 分			11,838	11,838			79,137	90,975	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	11,838	11,838	1,249,349	1,249,349	△9,631	1,251,556	
当 期 末 残 高	364,280	321,530	60,849	382,380	5,702,778	5,702,778	△639,298	5,810,140	

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	4,558,584
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△142,680
当 期 純 利 益	1,392,030
自 己 株 式 の 取 得	△88,768
自 己 株 式 の 処 分	90,975
当 期 変 動 額 合 計	1,251,556
当 期 末 残 高	5,810,140

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

イー・ガーディアン株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 兼	宏 章	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹 神	祐 也	Ⓢ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イー・ガーディアン株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ガーディアン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

イー・ガーディアン株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 兼 宏 章	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹 神 祐 也	Ⓜ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イー・ガーディアン株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2.監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月11日

イー・ガーディアン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 楠 美 雅 堂 ㊟

監査等委員 大 川 康 平 ㊟

監査等委員 峯 尾 商 衡 ㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。利益配分は、長期的な企業価値拡大のため事業投資に優先配分するとともに、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、持続的増配にも努めていく方針であります。当期の期末配当につきましては、設備投資計画及び財務体質等を総合的に勘案した結果、1株当たり24円の配当を実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金24円

配当総額 245,399,328円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第19条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="296 204 386 234">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="744 166 800 196">附則</p> <p data-bbox="571 204 980 370">第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日まで、次の定めを有するものとする。</u></p> <p data-bbox="688 378 980 763"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="621 771 980 839">2. <u>本附則は、前項で定める日をもってこれを削除する。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たか たに やす ひさ 高 谷 康 久 (1968年8月23日生)	1993年3月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社 1995年8月 京セラ株式会社入社 2005年11月 当社事業部長就任 2006年1月 当社事業部長兼経営企画室長就任 2006年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者就任（現任） 2021年8月 ライク株式会社社外取締役就任（現任） [重要な兼職の状況] ライク株式会社社外取締役	661,904株
[取締役候補者の選任理由] 高谷康久氏は、2006年4月以降当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験及び実績を有していることから、当社グループの経営基盤の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	みぞべ ゆたか 溝 辺 裕 (1967年8月19日生)	1990年4月 松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社 1994年12月 タイ松下電工株式会社出向 2006年5月 株式会社エディア入社 2007年3月 株式会社エディア取締役就任 2008年5月 株式会社エディア取締役副社長就任 2010年5月 当社常務取締役最高財務責任者就任 2015年12月 当社専務取締役最高財務責任者就任（現任） 2019年10月 当社総務部担当（現任） 2020年12月 当社経理部担当（現任）	112,350株
<p>[取締役候補者の選任理由]</p> <p>溝辺裕氏は、経理財務及び管理部門における豊富な経験・実績及び見識を有しており、当社グループ経営の推進及び業務効率化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	寺田 剛 (1970年5月9日生)	1994年4月 図書印刷株式会社入社 1996年5月 株式会社地球丸入社 2004年7月 株式会社TMJ入社 2016年10月 当社アカウントリレーション部 ディレクター就任 2017年7月 E-Guardian Philippines Inc. 代表取締役就任(現任) 2017年12月 当社取締役就任(現任) 2020年10月 当社営業部担当(現任) 当社アカウントリレーション部担当 (現任) 当社情報システム部担当(現任) 2021年7月 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役就任(現任) 2021年10月 イー・ガーディアン東北株式会社 代表取締役就任(現任) EGセキュアソリューションズ株式会社 代表取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] イー・ガーディアン東北株式会社代表取締役 EGセキュアソリューションズ株式会社代表取締役 E-Guardian Philippines Inc.代表取締役 E-Guardian Vietnam Co.,Ltd.代表取締役	1,610株
[取締役候補者の選任理由] 寺田剛氏は、営業部門及びアカウントリレーション部門における豊富な経験・実績と、事業戦略に関する高い見識を有しており、当社グループの成長戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該契約の被保険者になります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

【ご参考】取締役スキルマトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

取締役氏名 ※1	社外役員 ※2	各取締役が有する専門性 ※3						
		企業経営 事業運営	営業 マーケティング	財務会計 ファイナ ンス	IT・DX	海外事業	法務	ガバナンス
高谷 康久 (代表取締役社長)		○	○		○			
溝辺 裕 (専務取締役)		○		○		○	○	○
寺田 剛 (取締役)		○	○		○	○		
楠美 雅堂 (取締役) (常勤監査等委員)	◎	○		○				○
大川 康平 (取締役) (監査等委員)	◎						○	○
峯尾 商衛 (取締役) (監査等委員)	◎			○				○

※1 氏名下部には、当社における現在の地位を記載しております。

※2 「◎」は、独立役員を示しております。

※3 弊社が各取締役に特に期待する役割であり、各取締役の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

以上

## 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使について

インターネット等による議決権行使は、この議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 1.システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

(1)画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。

(2)次のアプリケーションをインストールしていること。

ア.Microsoft® Internet Explorer Ver.11以降

イ.Adobe® Acrobat® Reader® Ver.XI以降

(画面上で参考書類等をご覧になる場合)

※Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader®, Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3)なお、インターネットの接続に、ファイアーウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

### 2.議決権行使のお取り扱い

■インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

### 3.パスワードのお取り扱い

■パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管願います。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

#### **4.パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について**

■本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00-21:00)

■其他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

(受付時間 土日祝日を除く 9:00-17:00)

#### **5.議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）**

■機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会会場ご案内図

会場：芝パークホテル ローズの間  
東京都港区芝公園一丁目5番10号  
電話 03-3433-4141

地下鉄：御成門駅（都営三田線）A2出口 徒歩2分  
大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）A6出口 徒歩4分

JR京浜東北線・山手線：浜松町駅北口 徒歩8分

モノレール：浜松町駅（北口） 徒歩8分



※当会場には専用駐車場がございませんので、  
ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。